

「中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務委託」

企画提案公募実施要領

1 目的

この要領は、中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務の委託先を選定するために、福岡県が実施する企画提案公募について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務

(2) 業務内容

別紙「中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

5, 558千円（消費税及び地方消費税を含む）

※予算額を超える提案は無効とします。

※上限額であり、契約金額ではありません。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 7月 8日（火） |
| (2) 質問の受付期限 | 7月15日（火）午後5時 |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 7月29日（火）午後5時 |
| (4) 選定結果の通知 | 8月上旬予定 |
| (5) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 8月上旬予定 |
| (6) 委託業者の決定通知及び契約締結 | 8月中旬予定 |

※福岡県財務規則第159条の規定に準じ、委託業者の決定通知の日から原則7日以内（県の休日を除く。）に締結する。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 類似した業務の実績（受託または自主事業）があり、本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13

管達第66号)に基づく指名停止期間中でない者。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者のいずれにも該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

5 企画提案に関する質問の受付・回答等

(1) 説明会

公募(参加者)説明会は実施しません。

(2) 質問の提出

質問事項がある場合は、「質問票(様式1号)」を令和7年7月15日(火)午後5時までに、「12 問い合わせ先」に **Email** にてご提出ください。

※受信確認のための電話連絡を行ってください。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、質問者に対して **Email** で直接回答するとともに、福岡県のホームページに掲載します。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できません。

6 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ・参加申込書(様式2号) 1部
- ・企画提案書(「7 企画提案書の作成方法等」を参照のこと) 8部

(2) 提出期限

令和7年7月29日(火)午後5時(必着)

(3) 提出方法

- ・「12 問い合わせ先」に郵送または持参にてご提出ください。
- ・併せて、**Email** でのご提出もお願いします。

(4) 注意事項

- ・提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差し替えや追加はできません。
- ・郵送の場合も提出期限必着とします。

7 企画提案書の作成方法等

企画提案書には、下記(1)から(3)の事項を記載してください。

(1) 企画提案者の概要

- ・提案者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・当該事業に類似した業務の実績とその特徴

(2) 業務概要

- ・業務方針、業務実施体制、業務スケジュール

※業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らかな場合は、その内容を明らかにすること

- ・個人情報の保護に関する取組

(個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等)

(3) 提案項目

- ・マニュアル・実践動画の内容に関する提案
- ・学校や保育所・幼稚園等からの相談への対応に関する提案（体制、対応方法等）
- ・ふれあい体験伴走支援の実施方法に関する提案
- ・イベント型ふれあい体験の運営に関する提案

※提案に当たっては、「9 評価方法」及び別紙「仕様書」を熟読の上、作成すること

(4) 所要経費

契約金額については、提出された企画提案書の評価を行い、受託候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定します。

(5) 企画提案書の様式

- ・表紙に「中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務委託 提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載すること
- ・文字の大きさは、原則10.5ポイント以上
- ・A4判（タテ・ヨコは任意）
- ・記載内容とページを記した目次を作成すること
- ・ページ番号を記載すること
- ・20ページ以内（表紙、目次は含まない）

(6) その他

- ・応募は、1事業者につき1件とする。
- ・提出された企画提案書等は、委託先の選定のみに使用する。
- ・企画提案書等の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、福岡県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした者の企画提案書等は無効とする。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがある。これにより福岡県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがある。
- ・選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とする。
- ・提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・この要領に定めるもののほか、本企画提案公募の実施に際し必要な事項は、福岡県が別に定める。

8 委託先の選定方法

福岡県が設置する「中高生と乳幼児のふれあい体験コーディネート等業務委託」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

（1）選定委員会の開催方法

- ・プレゼンテーションは実施しないが、提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合がある。
- ・選定委員会は非公開とする。
- ・提案者が1事業者であっても選定委員会は開催する。

（2）公募の中止

- ・応募者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

（3）参加の辞退

- ・企画提案書等の提出後に辞退する場合は、「提案参加辞退届（様式3号）」を提出すること。

9 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
実績	類似した業務の実績とその特徴 ● 類似した業務の実績（受託または自主事業）が十分にあるか、また優れた実績であるか	10点
方針	業務方針 ● 業務内容をきちんと理解しているか	5点
体制	業務実施体制 ● 十分な経験・知見を有する者の配置等、業務遂行可能な人員体制となっているか	10点
計画	業務スケジュール ● 仕様書に指定されたスケジュールの条件を満たし、業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか	5点
企画	マニュアル・実践動画の内容に関する提案 ● 既に直接的なふれあい体験を実施している学校等に取材を行い、ノウハウを横展開できるような、効果的な取材内容が提案されているか ● マニュアルの内容について、学校等が独自で実施する際に必要となる情報が網羅的に提案されているか ● 動画の内容について、実際にふれあい体験を実施する際に必要な活動がイメージできるものとなるような工夫が提案されているか	20点
	学校や保育所・幼稚園等からの相談への対応に関する提案（体制、対応方法等） ● マッチングシステム利用者が相談しやすい体制、対応方法が	10点

	提案されているか	
	ふれあい体験伴走支援の実施方法に関する提案 ● 調整から当日の対応まで、具体的で効果的な対応が提案されているか ● 伴走支援を受けることで、次回以降、学校等が独自に体験を実施できるような支援内容となっているか	20点
	イベント型ふれあい体験の運営に関する提案 ● 企画から当日の対応まで、具体的で効果的なイベントが提案されているか ● スポーツとの連携など、中高生と乳幼児が自然にふれあえる工夫が提案されているか	20点
合計		100点

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とする。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員の協議により最優秀提案者を選定する。
- (4) 満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは受託候補者として選定する。

10 選定結果の通知・公表

- (1) 選定結果を提案者全員に書面で通知し、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表する。
- (2) 個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しない。
- (3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 選定委員会で選定された最優秀提案者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。なお、協議は企画提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定する。
- (2) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外となる。
- (3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。それでも契約成立に至らない場合は、選定委員会で協議の上、方針を決定する。
- (4) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により「当初委託金額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に送付することとする。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に福岡県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合など

は、契約保証金が減免されることがある。

1 2 問い合わせ先

福岡県 福祉労働部 こども未来課 こども企画係 担当：岡崎、増原

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話：092-643-3013

E mail: komirai-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp